

飯島町農業振興総合対策事業－スマート農業推進事業 Q&A

	掲載日	質問	回答
1	R5.4.17	現在対象となっている製品等はいつまで補助対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、実施年度時点での先進的な技術等を普及推進する事を目的としています。 ・国の技術紹介の資料を補助対象としていますので、機械等の普及が進み、一般的になったものについては、国が資料から削除する事が予想されます。その場合には本事業でも対象外とさせていただきます。
2	R5.4.17	ハウス内等へ農業用センサーを整備する際に、無線ルーター等のwifiを飛ばす機器を購入する経費は補助対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用センサーと同時期に整備するものであっても、無線ルーターは補助対象となりません。スマートフォン等の他機器でも利用できる汎用性があるためです。この場合、農業用センサーは補助対象となります。 ・センサー自体にSIMカードを搭載し通信機能を確保している機種や、専用の通信機とセットで販売しているセンサー製品は通信機部分も補助対象となります。
3	R5.4.17	農業用ドローンを申請する際に申請者が運用資格を取得している必要があるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の申請に際しては運用資格の有無を求めませんが、販売店等でドローン購入時に運用資格を有している事を必須としている場合がありますので、補助事業申請前に販売店等へ確認してください。 ・なお、実際の運用に際しては、適切な運用資格を持った者がオペレーターとなるようにしてください。
4	R5.4.17	同年度内に複数事業を申請できるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・先に交付決定を受けた事業の完了後であれば、申請は可能です。ただし、補助上限額は同年度内に1経営体100万円となります。 ・また、事業は年度末（3月31日）までに完了していただく必要がありますのでご注意ください。
5	R5.4.17	施設園芸のミストシステムの対象範囲について	<ul style="list-style-type: none"> ・制御盤等で動作に制御が入るものは対象となります。インターネットを介した遠隔制御等の有無は、ミストシステムでは求めません。
6	R5.9.30	経営・生産管理システム等の初期導入経費としてパソコンやタブレット端末を一緒に見積もった場合に全額補助対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な補助事業同様、「汎用性の高いもの」については補助対象外としています。 ・経営・生産管理システムのソフトウェアやセットアップに関する経費は補助対象となりますが、パソコン等は補助対象外経費となります。